



Q  配偶者居住権の創設に伴う措置（今回の改正）等について教えてください。

A  配偶者居住権等の消滅等（**合意解除、放棄**）における譲渡所得の取り扱いが規定されました。

●改正概要●

- ①配偶者居住権等（配偶者居住権又は配偶者敷地利用権）が「合意解除」や「放棄」により消滅等をし、その消滅等の対価を取得した場合、譲渡所得として課税されること及びその際の取得費の計算方法が明確化されました。
- ②相続人が相続により取得した居住建物等（配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等）を、配偶者居住権等が消滅する前に譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の計算方法が明確化されました。

●取得費の計算方法●

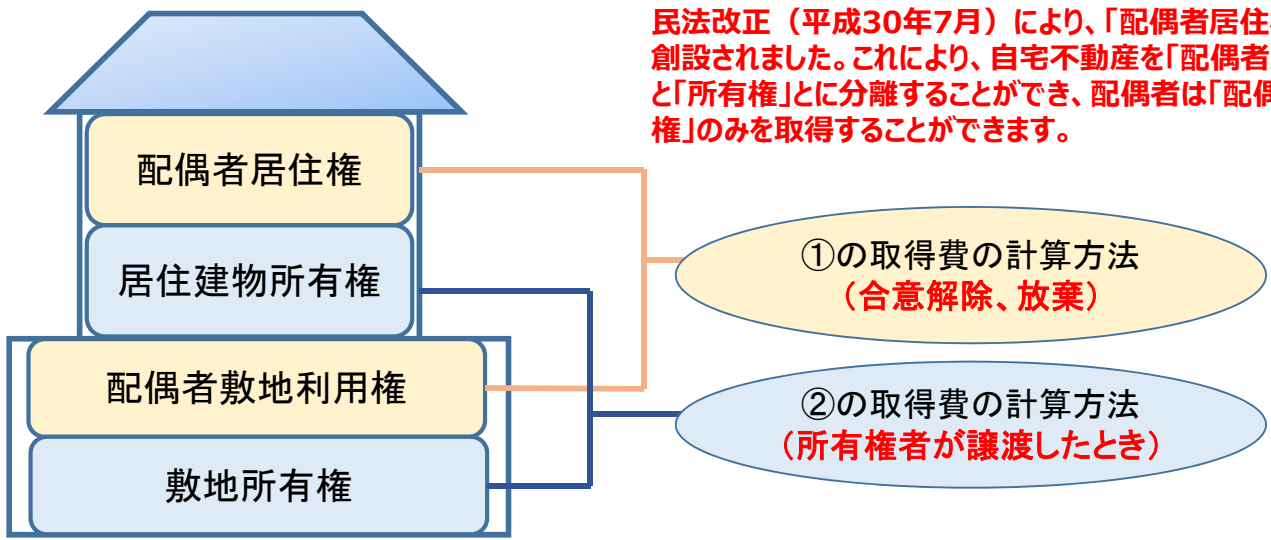
①配偶者居住権等の消滅（合意解除、放棄）により対価を得た場合

居住建物等の取得費×配偶者居住権等割合－設定から消滅等までの期間にかかる減価の額


② 配偶者居住権等が設定されている不動産を譲渡した場合

居住建物等の取得費－配偶者居住権等の取得費

※補足
民法改正（平成30年7月）により、「配偶者居住権」が創設されました。これにより、自宅不動産を「配偶者居住権」と「所有権」とに分離することができ、配偶者は「配偶者居住権」のみを取得することができます。



令和2年4月1日以降に開始する相続等から適用

POINT  「配偶者居住権」という権利を新設し、家自体を相続しなくても、住み続けることができるようになります。そのため、配偶者は預貯金等の遺産を従来と比べ多く受け取ることができ、安心して住み慣れた家で暮らせます。